

相続セミナー & 相続登記無料相談会



秋田地方法務局イメージキャラクター
「こまちトウキツネ」

相続登記が義務化されました!!

日時

令和7年12月6日(土)

13:00～15:30

会場

秋田市役所本庁舎 3 階
(秋田市山王一丁目 1 番 1 号)

定員

50名 (事前予約制)

参加費
無料

イベントの詳細は



こちらへ

講演会・説明会 3階 洋室4

①財産の相続・贈与と税金について 13:00～

講師
石田 宗義
(秋田南税務署税務広報聴官)

②今から備える相続対策～相続登記・遺言～ 13:50～

講師
司法書士 高橋 諭
(秋田県司法書士会)

③相続登記義務化・遺言書保管制度 14:40～

説明者
法務局職員
(秋田地方法務局)

無料相談会 3階 洋室2・3

秋田県司法書士会主催
相続登記に関する無料相談会
(事前予約制：先着20名)

13:00～15:30

※秋田県司法書士会の活動はこちら → 秋田県司法書士会ホームページ



お問合せ・お申込み
秋田地方法務局総務課

TEL 018-862-1124
メール soumu01_akita_moj_bal@moj.go.jp

主催 秋田地方法務局 秋田県司法書士会

法務局から不動産登記に関する大切なお知らせです。

●相続登記が令和6年4月から義務化されました。

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、令和6年4月1日以前に発生した相続についても、相続登記がされていないものは令和9年3月31日までに相続登記の申請をしなければなりません。

●住所等変更登記が令和8年4月から義務化されます。

不動産の所有者は、住所や氏名・名称に変更があったときは、変更の日から2年以内に住所等変更登記の申請をしなければなりません。また、令和8年4月1日以前に住所等を変更した場合であっても、変更登記がされていないものは、令和10年3月31日までに住所等変更登記の申請をしなければなりません。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.htm



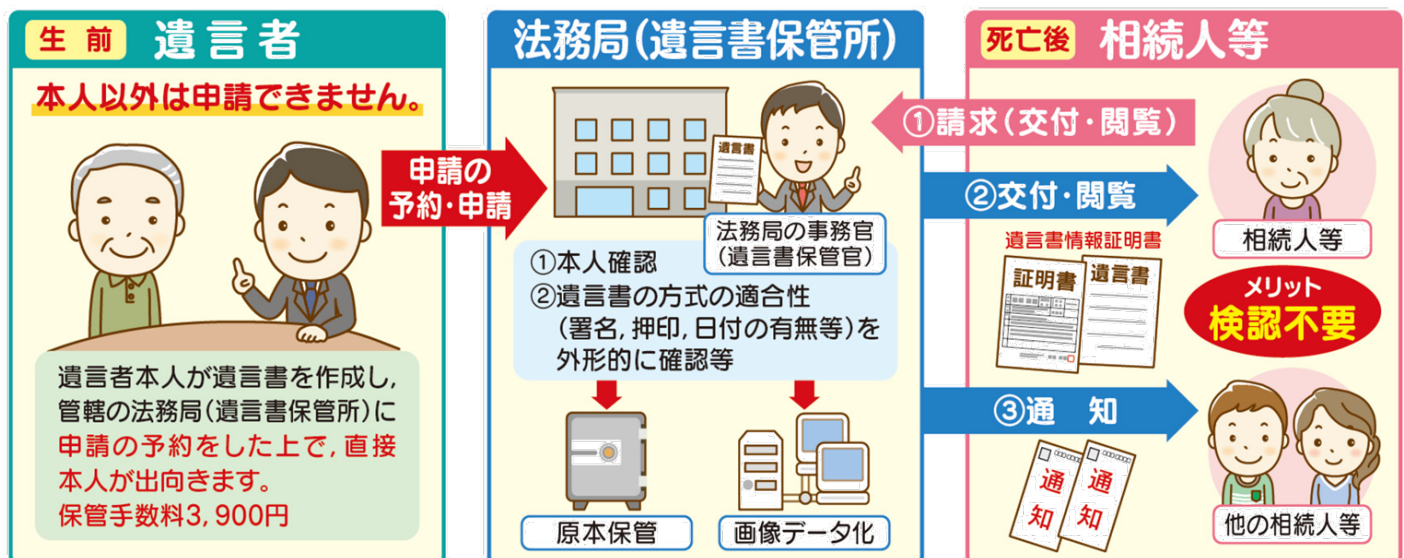
不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

登記の手続等についてのお問合せ（予約制）
秋田地方法務局登記部門 ☎018-862-1174

あなたの遺言書、法務局が守ります！ 法務局では“自筆証書遺言証書保管制度”を実施しています。

制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局（本局・支局）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。



●遺言書保管制度に関する詳しいお問合せは最寄りの法務局へ

本局(供託課) ☎018-862-1171 大館支局 ☎0186-42-6514
能代支局 ☎0185-54-4111 大曲支局 ☎0187-63-2100
本荘支局 ☎0184-22-1200